

第 5 回 門真市生活保護行政対策本部会議及び門真市適正化推進委員会会議

開催日時 平成 26 年 8 月 4 日（月） 午後 2 時

開催場所 本館 4 階 委員会室

出席委員	本 部 長	北村副市長
	副 本 部 長	川本副市長
	委 員	稲毛総合政策部長
	委 員	森本総務部長
	委 員	市原市民生活部長
	委 員	下治保健福祉部長
	委 員	藤井学校教育部長
	適正化推進委員	宮口保健福祉部次長（福祉事務所長）
	適正化推進委員	南野総合政策部次長
	適正化推進委員	重光総務部次長
	適正化推進委員	満永学校教育部総括参事

事 務 局 浅田保護総務課長
吉井保護総務課長補佐
西本保護課長
西谷保護課長補佐
松岡（直）保護課長補佐
松岡（祐）保護課長補佐

- 議 題
1. 生活保護の現状報告及び生活扶助費の決算報告について
 2. 保護総務課、保護課の各事業の報告及び今後の展開
 - （1）適正化推進事業対策関係
 - （2）就労支援推進事業及び就労意欲喚起事業対策関係
 - （3）子どもの健全育成事業

議事要旨

○北村本部長よりあいさつ

- ・生活保護受給者数が全国で 200 万人の大台に達した後も増え続けており、26 年 3 月末現在では、217 万人と過去最多を更新し続けている。
- ・国において、生活保護制度が始まって以来の大幅な扶助費の引き下げが 25 年度から 3 年間で段階的に行われている。

- ・さらに、不正・不適正受給対策の強化や医療費の適正化対策等の生活保護法の改正も行われ、生活保護制度が適正化に向けて加速化する状況である。
- ・本市においても、対策本部設置以降、さまざまな対策を講じた結果、保護受給率、保護受給者数とも減少傾向を示し、また、歳出額についても、前年度の支出額を下回る状況となっている。
- ・委員の皆様の協力をいただき、生活保護行政対策本部において生活保護の適正化に向けた具体の施策を実行した結果、平成 20 年度以降、急激な伸びであった保護受給者数・世帯数・保護率とも、着実に適正化の方向に進んでおり、一定の成果が生まれたものと考えられる。
- ・本市の生活保護行政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、一部局の対応では困難な問題も多々生じることがある。今後とも横断的な対応が必要であるので、引き続き、委員の皆様方には保護行政の適正化に向けた取組みにご協力頂きたい。

○本会議の公開・非公開について確認

- ・ 会議は非公開とし、内容等については個人情報等を勘案した上でその概要を広報紙やホームページで公開する。
- ・ 会議録はホームページで公開する。

○生活保護の現状報告及び生活扶助費の決算報告について

- ・ 昨年度末の数値では、保護世帯数 4,532 世帯、保護受給者数 6,633 人、保護率 51.77%と最大の値であったが、25 年度末現在、保護世帯数 4,547 世帯、保護受給者数 6,508 人、保護率 51.04%をかわきりに、直近の 26 年 6 月末現在では、保護世帯数 4,523 世帯、保護受給者数 6,384 人、保護率 50.21%となっており、減少傾向を示している。
- ・ 大阪府内の高齢者世帯割合も 48.9%を占めており、生活保護制度においても高齢化が進んできている。
- ・ 保護受給者等の減少傾向の要因としても、就労指導による就労自立廃止と保護受給世帯の高齢化に伴う死亡廃止が増加したことによるものと考えている。
- ・ 25 年 7 月からの生活扶助基準の見直しによる生活扶助費の引き下げ及び受給者の減少に伴い、生活扶助費は減少している。
- ・ しかし、高齢者世帯の増加に伴って、医療扶助費、介護扶助費及び葬祭扶助費の支出の増加が今後も増え続けることが予想される。

○各項目の実施状況について

1. 適正化推進事業対策関係

- ・25年5月より開始している生活保護情報専用ダイヤルの情報提供方法及び受付内容について、25年度の受付件数190件であり、情報提供方法については生活保護情報専用ダイヤルによる情報提供が約65%を占めている。
- ・受付内容としては、不正就労等の福祉事務所に報告のない収入・資産、ギャンブルまたは過度の飲酒等の日常生活状況、偽装離婚等の生活・居住実態等の情報提供が多く信憑性の高いと思われる内容となっている。
- ・25年度生活保護情報専用ダイヤル等にて通報を受けて、適正化推進支援員が調査を行い、不正・不適正と判明し廃止になったケース数は40件であり、廃止ケースによる効果額（扶助費の抑制額）は36,409,060円。
- ・継続調査件数は52件であり、受付件数について26年度6月末までの件数では月平均約17件。
- ・事業が開始となって1年が経過しており、また、情報提供に関して市民の関心も高く、保護の適正実施に向けて、この情報提供件数等を市ホームページ等にて公表していく考えである。

2. 就労支援推進事業及び就労意欲喚起事業対策関係

- ・就労2事業について、25年度にプロポーザル方式により委託業者を選定し、結果引き続き同じ委託業者にて決定し、28年度まで3年間の長期継続契約を行った。
- ・就労支援等事業は、就労支援件数299件、就労決定件数163件、就労達成率71%、効果額（扶助費の抑制額）35,198,585円。
- ・就労意欲喚起支援事業（就労意欲の乏しい保護受給者の喚起を行い就労意欲の醸成を図る）は、就労支援件数94件、就労決定件数46件、就労達成率49%、効果額（扶助費の抑制額）4,234,374円。
- ・就職セミナーの開催と意欲喚起事業のひとつで中間的就労として、市内の事業者にお願ひし、賃金の発生しない就労体験をする取組みも行っている。
- ・今後については両事業及び、ハローワークが実施する就労自立促進事業を活用しながら、就労自立の促進をより一層図っていく。

3. 子どもの健全育成事業

- ・「貧困の再生産」、「貧困の連鎖」を防止する観点から、保護受給世帯の中で、ネグレクトや子どもの不登校などの問題を抱える世帯に、子ども健全育成員が継続的な家庭訪問を行い、健全な育成環境の整備や教育支援の強化を行っている。
- ・対象世帯数は125世帯である。
- ・25年度の保護受給者の高校進学等への進学は、中学校卒業者106人、うち、高等学校等進学者100人、進学しなかったもの6人。

- ・進学率は 94.3%であり、門真市全体の高校進学率 97.4%と比べても、かい離は少ないものと考えている。
- ・高等学校等の中途進学は、就学者 214 人のうち 16 人が中途進学をしており、中途退学率は 7.5%、全国平均の 1.6%を大きく上回っている。
- ・今後、高校進学は言うまでもなく、中途退学を防ぎ、高校生活を有意義に過ごし卒業をし、大学進学もしくは就職までを視野に入れながら対象者の幅を広げ、「貧困の連鎖」等を断ち切るよう事業を行っていく。

○質疑応答

1. 最近の受付相談の推移状況について

- ・生活保護の申し込み・受付相談の件数の状況について知りたい。
- ・最近の受付相談は高齢化に伴い、相談者についても高齢化が進んでいるのか。

(事務局回答)

- ・相談件数は 24・25・26 年度と比べて変動はなく、およそ月 100 件弱の相談がある。
- ・高齢化に伴い 65 歳以上の高齢者の相談が増えてきている。
- ・無年金者や年金に加え少額の収入の中から、今まで生活していた者が体を壊しその収入が途絶え、年金だけでは生活が立ち行かなくなるという形での相談が、相談件数の中では増えている。

2. 受給者数の減少傾向について

- ・保護受給者数の減少は喜ばしい傾向だが、本市特有の傾向なのか。
- ・他市と比べてどうなのか。

(事務局回答)

- ・他市との比較として、参考資料・25 年度北河内各市、大阪市、東大阪市、八尾市（保護率の高い政令指定都市）の受給者数の変動の表を参考に、門真市では保護世帯数は若干の伸びがあるが、保護者数、保護率とも下がっている。
- ・保護世帯数、保護者率、保護率ともに守口市、寝屋川市、枚方市では少し伸びている。
- ・北河内全体でも保護受給者は若干増えている傾向になっている。
- ・大阪市、東大阪市、門真市、対策本部を設置している 3 市については保護が減少傾向を示しているというのが大阪府内の現状でもあると思われる。

3. 生活保護費の返還について

- ・不正受給が発覚し廃止後、生活保護費の返還等が生じると思う。債権関係の

適正化を進めていく中で、返還の金額・件数、状況によっては告訴等が必要な場合もあるかと思うが、現状を知りたい。

(事務局回答)

- ・不正による廃止件数とともに、調査を進めていく中で、不正による返還額も多くなっている。
- ・返還金は、できる限り返還してもらうため督促、催告書を送付している。
- ・実際、廃止に至っているものには、最近催告書を送付しその中から随時反応があるものに対し、改めて納付の相談を行い、実際に入金がされている。
- ・昨年度の債権管理適正化事業を実施しており、現年分 25 年度の債権件数 1,864 件、債権回収額 82,676,921 円。
- ・滞納繰越分は、債権件数 1,153 件、債権回収額 11,772,118 円を回収している。

4. 就労支援について

- ① 就労支援に関して、年齢別・男女別で何か特徴があるのか。
- ② 一度就労した後、仕事を継続して行っているのか。

(事務局回答)

①年齢別

- ・年齢別に関しては、生活保護では稼働年齢層（10代～65歳）がある。
- ・40代までは就職しやすいが、50代・60代となると就職するのは難しい。
- ・年齢別に関する比率等については、数字として出していない。

②就労後の定着について

- ・昨年度より就職者の離職防止対策として、1週間・2週間・1ヶ月おきに期間を区切りながら、約半年程度気になる方について、委託しているキャリアカウンセラーより電話や来庁をうながし相談にのる等ケアに努めている。
- ・キャリアカウンセラーには、午後4時から5時の時間を空けてもらい、その1時間を利用し実施している。
- ・今年度7月末現在、就労促進事業が主となる。

5. 情報ダイヤル通報集計の広報方法について

- ① 広報へ情報ダイヤルの通報件数等を掲載することだが、どの程度公表するのか。
- ② 「支援が必要な方の情報」の有無について知りたい。
仮に、支援が必要な方に関する情報がなかった場合の広報への取り上げ方について知りたい。

(事務局回答)

- ① 情報提供のあった件数、情報をもとに調査を開始した件数、実際調査した結果廃止した件数・継続した調査件数等の掲載を予定している。
- ② 平成 25 年度、支援が必要な方の情報（生活困窮情報）に関する情報は、情報ダイヤルへは寄せられておらず、特に広報等でも取り上げない。

6. 保護世帯の子どもへのかかわりについて

- ・いくつかの世帯で学校への就学に対する意識が低い。
- ・子どもがたくさんいる世帯で、子どもが次々不登校になっていく。
- ・意図的なものではないと思うが、親の就労意欲が低いことが、子どもへ投影している可能性もあるのではないか。
- ・退職校長（子ども健全育成員）等を活用し、個別の働きかけをしてきているのは理解している。
- ・一定学校への費用等が本当に、子どもに還元できているのか等も含め、保護課と学校とが連携していく中で、保護者に子どもの就学への意欲を深めてもらうことについても、ある程度必要ではないかと考えている。

（事務局回答）

- ・子ども健全育成事業として、元校長の 3 人をお願いしている。
- ・現在、子ども健全育成員一人に対し約 30 件担当しており、現在 92 件を支援している。
- ・生活保護受給者の家庭に問題のある子どもに対して、親が何らかの病気を抱えている場合も散見している。
- ・そのような家庭に対して、子ども健全育成員の家庭訪問を実施している。
- ・不登校になっている場合等は、学校の先生と連携しながら、支援をおこなっている。
- ・支援の一環としては、子ども健全育成員がまずは家庭訪問を実施し、子どもを学校へ登校できるようにするには、親が子どもへ「学校へ行け、学校へ行け」と言ったところで、なかなか子どもが理解していない。そのため、子ども自身登校しなければならない思いをもてないままにいる。
- ・子ども健全育成員も家庭環境・状況をよく理解され、まずは、親自身の生活改善も必要であるとのことから、親に対して朝きちんと起床し子どもを見送らなければならない等を、一から説明・諭すことにより、親と子どもとを共に指導している。
- ・こうした働きかけにより、一部聞き及ぶ中には、改善されている親もあり、実際に子どもも登校できるようになっているケースもある。
- ・成果としてなかなか時間を要することではあるが、引き続き継続して実施していくことが重要だと考えている。

7. 進学率と就職後の状況について

- ① 生活保護受給者の高校進学率 94.3%、中途退学率 7.5%とあるが、全国

平均と比較して門真の状況はどうか。

- ② 高校に進学し卒業し就職した後、独立してそれぞれの生活をしているのか、親元を離れて家計を助けているのか、そのあたりを知りたい。
- ③ 貧困の連鎖で、親も保護受給者、子どもも保護受給者という統計等とっているならば教えて欲しい。

(事務局回答)

- ① ・ 高校への進学率の全国平均は把握していないが、門真市の進学率 97.4%。
 - ・ 高校の退学率は、生活保護受給世帯は 7. 5 %、全国は 1. 6 %、大阪府公立高校全日制 1. 8 %。
- ② ・ 高校卒業後世帯に留まり家計を助けるか世帯から離れるかは、多くは就職すると世帯から離れ一人生活し、ほぼ家計を助けることは少ない。
- ③ ・ 貧困の連鎖に関する統計は取っていないが、母子世帯の子どもに関しては、また母子として生活保護を受給するケースが多く実感として見受けられ、ある程度の連鎖はあるかと思う。

9. 就労支援の中間的就労について

- ・ 賃金の発生しない就労との話が耳に残っているが、どのような仕事・形態なのか知りたい。

(事務局回答)

- ・ 全国的に事例も少ない珍しい取り組みとして「中間的就労」を実施している。
- ・ 日常生活に問題等があり、すぐに就労に結びつきにくい者に対して就労体験の場を設け、就労体験を通して就職へとつなげていく取組である。
- ・ 実際に、門真市内にあるお菓子の袋詰等を行っている「㈱サンキ」さんにご協力いただいている。
- ・ 就労体験の流れとしては、まず、「この会社はこのようなことをしている」等の業務内容等の説明を受け見学した後、実際に就労体験に入っていく。
- ・ 体験という性質上賃金は発生しないが、1 週間程度体験を実施した後、次のステップアップとして、場合によっては企業側と本人との合意のもと、実際に賃金の発生する雇用契約を結ぶことになる。
- ・ 現在 6 人程度が参加（就職）している。
- ・ このように、自市で就労体験の場を開拓している事例は珍しく、今後も市内の企業等に依頼し、「就労体験の場」の開拓に努めていきたい。

10. 就労体験について

- ① ・ 一週間の体験で賃金は発生しないのか。
- ② ・ 義務化することはできないのか。

- ・義務として何かしなければいけない状況までには至っておらず、本人の希望によるのか。

(事務局回答)

- ①・1時間や2時間という短い時間であり、あくまでも体験になるため賃金は発生しない。
 - ・こちらでも、あくまでも日常生活にやや問題のある方を、少しでも社会体験の場の提供として、企業側にお願いしている。
 - ・実際に就労体験を体験することで、一部「制服をうまく着用できない」「靴をきちんと履くことができない」などと言った体験者の実態がわかるケースもある。
 - ・通常就労体験することも難しいケースであっても、受け入れをいただいている状態である。
- ②・義務化や強制ではない。
 - ・実際、就労体験に入る前には、聴き取りを実施し本人の就労意欲を確認している。
 - ・ただし、本人には就労意欲はあるが、基本的な生活習慣等に問題があり、少し訓練等を要しなければならないケース等、すぐに一般的な就労が難しいケースもあるのが実情であり、一概に取り扱うことは難しい。

11. 就労への意識づけについて

- ・就労体験は、一定就労意欲等がある方に対して、実際は賃金が発生するまでには至らないが、体験等を通じて外に出てもらおうという取り組みをしているということはわかった。
- ・ただし、様々な事情はあるかと思うが就労意欲がない者に対しても、外に出て就労に結びつく働きかけも重要かと思う。
- ・親が働き賃金を得るという基本的な生活習慣を身につけなければ、その子どもにも当然基本的な習慣の習得に影響を及ぼすと考えられ、大人になってから身につけられないと思われる。
- ・社会人として、就労するという意識を当たり前のこととして認識してもらわなければ、困った事態とも言える。
- ・就労意識に乏しい者もかなりの対象者がいるように感じるが、就労意欲が低い者に対しても、社会的な活動をするよう投げかけや働きかけが必要だと感じるが、何かされているのか。

(事務局回答)

- ・まだ実施には至っていないが、ボランティア活動も視野に入れ調整している。
- ・実際に、ボランティア活動の一環として、歴史資料館の草むしりはどうかということで、実現できればとのことで調整をしている。

- ・ 60 歳以上の方にはシルバーへの登録も含め働きかけを進めていきたい。
- ・ ボランティア活動を通じて、実際に活動するとは作業するとはということを体感してもらうことから始めていくことが重要だと考えている。
- ・ 今後は、ボランティア活動も含めた「中間的就労」の拡充に意欲喚起事業では力を入れていきたい。

(要望)

- ・ ボランティア活動も視野に入れた取り組みはぜひとも進めていただきたい。
- ・ 60 歳以上の方には、シルバーへの登録を含め外に出ていただきたい。
- ・ 若い方に関しては、市役所内でのボランティアがあるのであれば、できる限り参加してもらう方向で働きかけを行い、社会的習慣を身につける機会に思ってもらえればと思う。
- ・ なかなか難しいことかと思うが、そのような働きをCWに期待している。

○本部承認

○閉会